

池田町公開型 GIS 導入等業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨・目的

本実施要領（以下「本要領」という。）は、「池田町公開型 GIS 導入等業務（以下「本業務」という。）について、最も適したシステムを構築する受注候補者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）を実施するために必要な事項を定めたものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

池田町公開型 GIS 導入等業務

(2) 業務内容

別紙「池田町公開型 GIS 導入等業務 仕様書」のとおりとする。

(3) 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（構築期限：令和 9 年 1 月 31 日、運用保守期間：令和 9 年 2 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）

(4) 提案上限額

34,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※提案上限額は、構築費用（構築時から 36 か月のライセンス・ソフトウェア利用料等含む）及び令和 9 年 2 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの運用保守を含むものとする。

また、令和 8 年度の契約上限額も提案上限額と同額とする。

3. スケジュール

本プロポーザル及び全体スケジュールは、次のとおりとする。ただし、都合により変更となる場合がある。

内容	期間等
募集開始（告示日）	令和 8 年 7 月 17 日（金）
質問の受付期限	令和 8 年 7 月 28 日（火）
質問の回答	令和 8 年 7 月 30 日（木）
参加表明書の提出期限	令和 8 年 8 月 6 日（木）
参加資格審査結果通知	令和 8 年 8 月 7 日（金）予定
企画提案書類の提出期限	令和 8 年 8 月 19 日（水）
プレゼンテーション通知	令和 8 年 8 月 21 日（金）予定
プレゼンテーションの実施	令和 8 年 8 月 28 日（金）頃予定
審査結果通知	令和 8 年 8 月 31 日（月）頃予定
契約締結	令和 8 年 9 月上旬予定

4. 参加資格

プロポーザルに参加を希望する事業者は、次に掲げる要件の全てを満たしていること。なお、参加形態は事業者単体とする。また、主たる業務の下請けは認めない。

(1) 池田町入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

- (2) 長野県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (3) 過去に公開型 GIS・編集用環境を構築した実績を有していること。
- (4) 過去に道路台帳をデジタル化した実績を有していること。
- (5) 公開型 GIS において、デジタル庁「デジタル地方創生モデル仕様書」に準拠したサービス提供ができること(仕様書別紙 3 の必須要件を全て満たせること)。
- (6) 告示日において、次のうちいずれかの承認・認証を受けていること。
 - ・ ISO/IEC27001 (JISQ27001) 情報セキュリティマネジメントシステム
 - ・ ISO15001 (JISQ15001) 個人情報保護マネジメントシステムまたはプライバシーマーク
- (7) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条により、測量業者としての登録を受けている者であること。
- (8) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づき池田町の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (9) 国及び池田町を含む地方公共団体から指名停止を受けていないこと。
- (10) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (11) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

5. 参加手続き等

本業務への応募にあたり、以下の書類を提出すること。

項目		様式番号	提出部数	備考
①	参加表明書	様式第 1 号	正本 1 部	—
②	会社概要書	様式第 2 号	正本 1 部	—
③	業務実績調書	様式第 3 号	正本 1 部	令和 7 年度以前の実績を様式に沿って記載すること。
④	実施体制調書	様式第 4 号	正本 1 部	—
⑤	編集用環境 機能要件対応表	仕様書 別紙 4	正本 1 部	標準機能であれば「○」、代替案対応であれば「△」、対応不可であれば「×」を記載すること。
⑥	非機能要件 不可項目	任意様式	正本 1 部	仕様書別紙 5 のうち満たすことができない項目がある場合に提出すること。
⑦	その他町長が必要 と認める書類	—	正本 1 部	指示があった場合に限る

(1) 提出先

池田町 総務課 財政係

〒399-8696 長野県北安曇郡池田町大字池田 3203-6

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期限

令和8年8月6日（木）午後5時15分まで（郵送の場合は必着）

6. 参加資格審査と結果の通知

参加手続きに係る書類をもとに参加資格審査を行い、令和8年8月7日（金）に書面にて審査結果を通知する。

7. 企画提案書類の提出

前項の審査により参加資格要件を満たすと認められた参加者は、次に定めるところにより企画提案に係る書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

①～②の順にホチキス留めし、提出すること。

項目		様式番号	提出部数
①	企画提案書	様式第5号	正本1部、副本10部
②	費用算定書	様式第6号	正本1部、副本10部

(2) 企画提案書の作成について

企画提案書（様式第5号）は、以下に従い作成すること。

- ・原則 A4 サイズで作成し、ページ番号を付けること。
- ・両面印刷とする。
- ・様式に従い、必要な項目について作成すること。
- ・本文の文字フォントは 10.5pt 以上とする。図表等に付記する注釈・注記などは、この限りではない。ただし明瞭に読み取れるフォントサイズを考慮して作成すること。

(3) 費用算定書について

費用算定書（様式第6号）に沿って費用を見積もること。別途、費用内訳書（任意様式）を作成し添付すること。

(4) 提出先

池田町 総務課 財政係

〒399-8696 長野県北安曇郡池田町大字池田 3203-6

(5) 提出方法

持参又は郵送

(6) 提出期限

令和8年8月19日（水）午後5時15分まで（郵送の場合は必着）

8. 質問について

本業務の内容に不明な点がある場合は、電子メールによって行うこと。なお、電話による

質問の受付は一切受け付けない。

- (1) 受付期限：令和 8 年 7 月 28 日（火）午後 5 時 15 分まで
- (2) 受付方法：様式第 7 号に記載し、電子メールにて送付すること。
- (3) 回答方法：池田町公式ホームページに掲載
- (4) 質問受付先：池田町 総務課 財政係
- (5) 電子メール：zaisei@town.ikeda.nagano.jp

9. 受注候補者の選定等

(1) 選定方法

庁内に設置する公開型 GIS 導入等業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を実施するものとする。

(2) 選定基準

別紙の審査基準に基づき、企画提案書類及び提案資料の内容評価とプレゼンテーションの内容等により総合的に審査を行う。

(3) プレゼンテーション審査の実施

プレゼンテーション審査の概要は以下のとおり。詳細な日時や実施方法は、参加資格審査結果通知書にて別途通知を行う。なお、企画提案書を提出した事業者が多数となった場合は、企画提案書等を踏まえ、プレゼンテーションに参加する事業者数を絞り込むことがある。

- ・日時：令和 8 年 8 月 28 日（金）予定
- ・場所：池田町役場 2 階中会議室 予定
- ・時間：準備 5 分、説明 40 分以内、質疑応答 10 分以内、片付け 5 分を予定
- ・資料：企画提案書（様式第 5 号）をもとにプレゼンテーション、デモンストレーションを実施すること。その際、企画提案書の内容を抜粋したパワーポイント資料の投影は可とする。
- ・デモンストレーションの内容は公開型 GIS 及び編集用環境を想定して行うこと。その実施環境は参加者で用意すること。
- ・その他：入場する説明者は 5 名以内とする。
- ・大型モニター（75 型）、HDMI ケーブル及び電源タップは発注者が準備する。

(4) 受注候補者の選定

- ・「(2) 選定基準」に基づき選定委員会が審査し、審査の最高得点者を受注候補者として選定する。
- ・最高得点者が 2 人以上あるときは、審査基準の「提案事項評価」の公開型 GIS の得点が高い者を優先する。これも同点であった場合は、「提案事項評価」の編集用環境の得点が高い者、「価格評価」の見積額が低い者の順に優先する。
- ・上位の事業者が辞退または失格となった場合は、得点が高い事業者から順に受注候補者とする。
- ・いずれの事業者も評価点が総合評価点数の 60%に満たない場合は、受注候補者を選定しない。

(5) 選定結果の通知及び公表

審査結果については、参加した全ての事業者に文書にて通知を行う。なお、審査結果の通知は令和 8 年 8 月 31 日（月）頃を予定している。

10. 契約相手方の決定

- (1) 「９．受注候補者の選定等」において選定した受注候補者から改めて見積書を徴し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。
- (2) 受注候補者との契約が成立しない場合は、次点候補者から見積書を徴し、随意契約を行うものとする。

11. その他

- (1) 企画提案書類の作成及びプロポーザルへの参加に当たって必要な費用は、参加する事業者の負担とする。
- (2) 本業務について、参加表明書提出後に辞退する場合、辞退届（任意様式）に辞退理由を明記の上、持参又は郵送にて提出すること。なお、辞退しても指名停止措置など不利益となる措置は一切ないものとする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 本プロポーザルにて収集した情報は、本プロポーザルに係ることのみに使用し、それ以外の目的で使用しないものとする。
- (5) 本手続において提出した書類等への虚偽記載、その他不正な行為をしたときは、参加資格を喪失する。
- (6) 選定結果に対する異議申し立ては認めない。
- (7) 提出された書類等は、池田町情報公開条例（平成11年池田町条例第9号）に基づく情報公開の請求により開示することがある。ただし、審査の経過や採点表の内容は開示しないものとする。また、審査結果の開示等を理由とした他者提案の閲覧請求は受け付けないものとする。
- (8) 本業務に関して、提案事業者が1者のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- (9) 審査結果（参加者数、点数、順位）は池田町公式ホームページにて公表する。ただし、受注候補者以外の参加者名は公表しない。
- (10) 本事業は、令和8年度地域未来交付金（デジタル実装型 TYPEA）の活用を予定している。

12. 問い合わせ先

池田町 総務課 財政係

〒399-8696 長野県北安曇郡池田町大字池田 3203-6

メール：zaisei@town.ikeda.nagano.jp

電話：0261-62-3131 FAX：0261-62-9404

別紙 審査基準：公開型 GIS 導入等業務

評価項目	No.	評価項目	評価基準
企業評価	1	会社概要・業務実績	本業務を実施するにあたって十分な企業内容を有しているか。
システム評価	2	編集用環境の機能要件	編集用環境が必要な機能を有しているか。
提案事項評価	3	実施方針	本業務への取組姿勢
	4	実施体制	各分野の体制が業務遂行に十分な体制になっているか。
	5	工程計画	稼働日（1月末構築、2月運用開始）を考慮した、工程や作業フローが提案されているか。
	6	公開型 GIS	ユーザビリティ（操作性、利便性等）に優れた提案か。
	7	編集用環境	業務を効率的に行うための機能性（処理速度、使いやすさ等）に優れた提案か。
	8	道路台帳デジタル化	町の提供する資料からデジタル化する手法を提案し、より視認性の高い描画ができるか。
	9	運用・保守・SLA	システムの安定稼働に適した提案か。SLAに係る項目の提案内容。
プレゼン評価	10	独自提案	町にとって有益な独自提案がなされているか。
	11	プレゼン評価	プレゼンテーション（デモンストレーション含む）のわかりやすさ。
価格評価	12	初期導入費用及び運用費用	算定費用の妥当性はどうか